

届出対象動物 — 哺乳類・鳥類・齧歯目等の死体 —

① 輸入動物

電話・メール等での輸入相談を行っています。
お気軽にお問い合わせ下さい。

② 現地での準備

輸出国政府機関が発行する衛生証明書を取得します。
証明書に記載が必要な証明内容は動物によって異なり、現地で一定期間の係留・保管が必要になります。

③ 届出書類の事前確認

輸入時に提出書類に不備があると、動物は輸入できなくなってしまうため、事前に必要書類のコピーを検疫所までメール等で送付し、内容の確認を行うようにしてください。
ただし、動物が国内に到着した際の正式な届出をもって届出受理となります。事前確認のみでは輸入は認められませんのでご注意ください。

④ 届出手続

動物が到着した後、あらかじめ指定された届出窓口に届出書、衛生証明書等の原本書類を提出します。審査の結果、適法であれば届出受理証を交付します。

届出書の記載事項

- ① 動物の情報（種類、数量、用途等）
- ② 輸送の情報（積出地等）
- ③ 荷送人・荷受人の情報（住所、氏名等）
- ④ その他

衛生証明書の記載事項（輸出国政府機関発行）

- ・ 輸出国政府機関の名称及び所在地、発行年月日等
- ・ 疾病に関する証明
 - ✓ 全ての哺乳類：狂犬病
 - ✓ 齧 歯 目 ：ペスト、野兔病
 - ✓ 鳥 類 ：ウエストナイル熱、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ